

重点改革項目Ⅱ 市民との真のパートナーシップの形成

大項目	市民との情報共有と市民参画・協働の充実・拡大				No.	47
中項目	市民参画・協働の充実・拡大				担当課	広聴相談課
具体的な改革項目	市民意見提出手続条例の運用方法の見直し					
現状と課題 (これまでの取組)	意見の募集期間については、新潟市市民意見提出手続条例の中で、30日以上と定められており、これに沿って各所属において運用している。 提出された市民意見への対応については、ホームページにおいて公表している。 自治基本条例の見直しに関する提言では、市民意見の提出を促進する更なる取組が求められている。					
改革実施概要	改革の目的、考えられる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・案件に応じて意見の募集期間を延長することで、市民からの意見提出されやすい環境をつくり、市民参画の一層の推進を図る。 ・市民意見を大切に扱う姿勢を示すことで、市民が意見を提出しようとする意欲を高める。 				
	取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・意見の募集期間の設定においては、市民が意見を提出しやすい期間設定をするよう改めて周知を行う。 ・何らかの形で意見者に回答すべきであるとの提言を踏まえ、意見提出者への対応の必要性を含め検討を行う。 				
	取組工程 (具体的な内容)	現状	平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	
	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧資料の設置場所は、案件所管課・各区地域課・市政情報室 ・市報・市HPにより広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間設定に留意するよう周知 ・意見提出者への個別対応の必要性を含め検討 ・閲覧資料の設置場所を拡大 ・メディアを使ったPR方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見提出手続の運用方法の見直しを行い、庁内掲示板にて全庁に周知した。 ※期間設定の留意、受理確認通知を原則として発送することについて明記 ・閲覧資料の設置場所を大幅に拡大。 ・市政ニュースによるPRについて、広報課と協議、依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、期間設定に留意するよう周知 ・意見提出者への対応の検討結果に応じた取組を実施 ・PRの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧場所の設置拡大については、前年度に前倒して実施済。 ・PRについては広報課に継続して依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、期間設定に留意するよう周知を図るとともに、平成26年度の取組を検証し、市民から多くの意見が提出される取組を行う
指標						

		(各年度10月、年度終了後に実施)		平成25年度		平成26年度	
進捗管理	取組の状況	上半期 (4～9月)	市民意見の提出されやすい環境について、H23・H24に手続を実施した所管課にアンケートを実施	予定通り進捗	前年度に前倒して実施済み。	予定通り進捗	
		下半期 (10～3月)	アンケート結果などをもとに、閲覧資料を設置する場所について検討。新たに各出張所と中央図書館の15カ所を追加し、設置を完了した。	予定通り進捗	前年度に前倒して実施済み。	予定通り進捗	

		(年度終了後に実施)		平成25年度		平成26年度	
年度評価	取組工程、指標に対する評価	計画どおり調査を実施し、設置場所の増設について具体的に検討し設置した。	A	前年度に前倒して実施済み。	A		
	課題、今後の方針、改善事項など	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所の適正度合の判断 ・速やかな設置 					

計画期間の評価	(平成26年度上半期終了後に実施、下半期終了後に最終確定)	総合評価		平成27年度以降
	取組工程、指標に対する評価	計画どおり調査を実施し、設置場所の増設について具体的に検討し設置した。	A	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、期間設定に留意するよう周知を図る。
課題、今後の方針、改善事項など	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所の適正度合の判断 速やかな設置 			